

令和2年度福井市建設工事入札における 方針及び留意事項

1 条件付き一般競争入札について

(1) 入札参加条件の基準表について

基準表については、別紙のとおりとします。

(2) 設計図書の閲覧について

設計図書は、原則として入札情報サービスシステムに掲載します。

なお、設計図書の閲覧が確認できない者が行った入札は無効とします。

(3) 工事費内訳書の提出について

全ての入札参加者に入札書提出の際に工事費内訳書の提出を求めます。

工事費内訳書を提出しないもの、記名が無いなど内容に不備がある工事費内訳書を提出した者が行った入札は無効とします。

工事費内訳書が無効となる事由については、別紙のとおりとします。

(4) 設計額1,000万円以上(税込)での執行を継続します

工事内容によっては1,000万円未満(税込)の工事であっても条件付き一般競争入札を実施することとします。

(5) 手持ち工事件数について

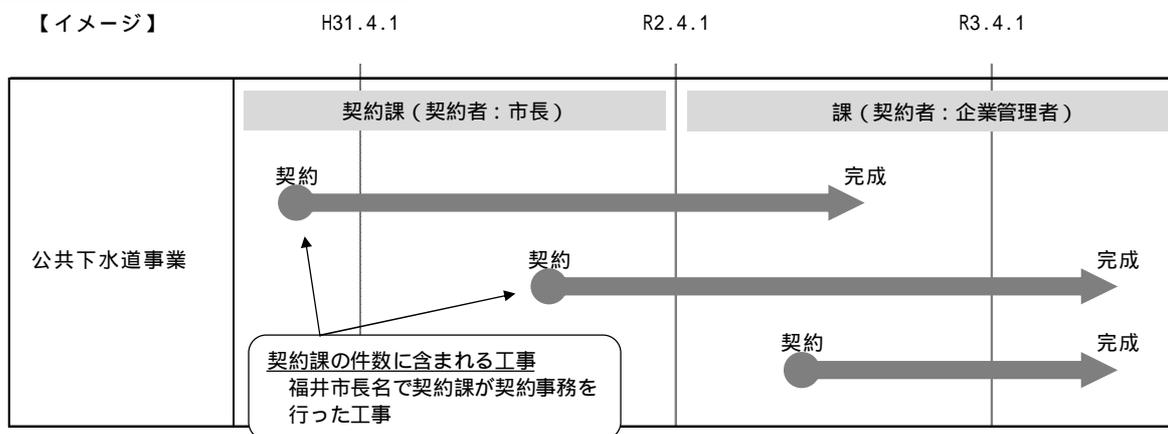
要確認

条件付き一般競争入札(企業局案件除く。)の手持ち工事件数を1者4件以下とします。

ただし、総合評価方式及び災害復旧工事については、手持ち工事件数の制限の対象外とします。

また、公共下水道事業の建設工事等は、令和2年度より企業局の発注となります。よって、企業局発注の手持ち工事件数に加算します。

ただし、令和2年3月31日以前に契約した工事については、契約課発注の手持ち工事件数に含めることとします。



前記の条件に関わらず、同一事業又は同一工種など同時期に複数の入札案件が行われる場合には、別に手持ち工事件数又は落札件数などを制限することがあります。

(その他緊急のやむを得ない事情がある場合等については、別途制限を緩和する場合があります。)

2 指名競争入札について

(1) 指名業者選考について

指名業者の選考は、発注工事に該当する工種(本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている工種に限ります。)の経営事項審査における総合評定値及び完成工事高とともに、対象工事の施工地区、業者の施工実績などを考慮して行います。

(2) 設計額1,000万円未満(税込)での執行を継続します

設計額が1,000万円未満(税込)の工事については、原則として指名競争入札を実施することとします。

(3) 設計図書の閲覧及び工事費内訳書の提出について

条件付き一般競争入札と同様とします。

3 技術者等の適正な配置について

契約時に、適正な技術者・現場代理人等を配置することを誓約する書面の提出を求めます。

(1) 主任技術者及び監理技術者(以下、「主任技術者等」という。)の手持ち工事件数について

変更有

主任技術者等の専任を要しない工事(請負金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満)において、1人の主任技術者等が兼務できる公共工事件数の制限を廃止します。

(2) 営業所における専任の技術者(建設業法第7条第2号)の取扱いについて

営業所における専任の技術者は、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされていることから、原則として建設工事の現場代理人及び専任の技術者としては配置できません。

ただし、営業所と近接の工事で専任を必要としない主任技術者としての配置は可能です。

(注)当初、専任を必要としなかった工事であっても、変更契約で専任が必要な請負額になった場合には配置できなくなります。

「営業所における専任の技術者の取扱いについて」(平成15年4月21日国総建第18号)参照

(3) 配置技術者の直接的かつ恒常的雇用並びに現場代理人の直接的雇用の確認について

設計額が1,000万円以上(税込)の工事の配置技術者は、入札参加申請日を基準日とし、その基準日以前3か月以上の継続した雇用関係を有することとします。(配置技術者には、担当技術者も含まれます。)

契約時に、下記のいずれかの書類の提出を求めます。

- ・対象者の健康保険被保険者証等の写し
- ・事業所別被保険者台帳照会（契約締結日以前3か月以内にハローワークで発行されたハローワークの受理印のある原本又は写し）

現場代理人及び配置技術者の雇用期間については、入札方法によらず下記のとおりとします。

基準設計額	種別	継続雇用期間
1,000万円以上	現場代理人	入札参加申請日以前
	主任技術者等	入札参加申請日以前3か月以上
	担当技術者	入札参加申請日以前3か月以上
1,000万円未満	現場代理人	開札日以前
	主任技術者等	開札日以前
	担当技術者	開札日以前3か月以上

（ 随意契約の場合は、「入札参加申請日」及び「開札日」を「見積提出日」に読替え）

営業所の専任技術者及び経營業務管理責任者は、現場代理人、専任制を要する主任技術者及び監理技術者として配置することはできません。

その他については、基本的に「監理技術者制度運用マニュアル」(最終改正 平成28年12月19日国土建第349号)に基づきます。

(4) 配置予定技術者の取扱いについて

配置予定技術者は、契約締結時点で入札参加条件を満たすこととします。(…配置できるのは入札参加申請時に提出した技術者に限り(その後の追加・変更は認めません)。適正な技術者の配置が不可能となった場合は指名停止措置の対象となります。)ただし、入札参加申請時において他工事の技術者等として配置されている場合は、別途誓約書等の提出を求めます。

(5) 現場代理人の兼務の取扱いについて

現場代理人は、請負契約的確な履行を確保するため、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐(=当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中特別な理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していること)が義務付けられています(工事契約約款第10条第2項)。

ただし、以下の条件の全てに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合(特記仕様書で兼務することが認められた工事に限り)は、現場代理人の兼務を認めることとします。

- ア 工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること。
- イ 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること。

現場代理人の兼務の取扱いに係る詳細については、後述のとおり。

変更有

4 入札参加条件について

下記の工事の入札参加にそれぞれの資格を有する技術者を求めます。なお、契約時に、担当技術者選定通知書と雇用関係が証明できる書類を必ず提出することとします。

(1) 舗装工事に係る入札参加条件について

舗装工事に係る打合せ及び発注者が指定する工程において1級又は2級舗装施工管理技術者を担当技術者として施工現場に配置できることとします。なお、担当技術者については、

条件付き一般競争入札：入札参加申請日
指名競争入札：開札日 } を基準日とし、その基準日以前3か月以上の継続した雇用関係を有していることとします。(ただし、指名競争入札については、本市の舗装・造園工事技術者名簿に登載されている者に限ります。)

発注工事が混在工事の場合は、舗装工事以外のものについても上記の条件を付すことがあります。

(2) 造園工事に係る入札参加条件について

造園工事に係る打合せ及び発注者が指定する工程において1級又は2級造園技能士を担当技術者として施工現場に配置できることとします。なお、担当技術者については、

条件付き一般競争入札：入札参加申請日
指名競争入札：開札日 } を基準日とし、その基準日以前3か月以上の継続した雇用関係を有していることとします。(ただし、指名競争入札については、本市の舗装・造園工事技術者名簿に登載されている者に限ります。)

発注工事が混在工事の場合は、造園工事以外のものについても上記の条件を付すことがあります。

5 法面処理工事の入札参加条件について

法面処理工事について、品質確保の観点から入札参加業者の実績を考慮します。

法面処理工事の発注工種は、建設工事の種類『とび・土工・コンクリート』とします。

また、『とび・土工・コンクリート』における福井市の入札参加資格登録業者のうち、本市に登録されている経営規模等評価結果通知書における『法面処理』の実績(2年又は3年平均の完成工事高)を有する業者を対象とします。

6 組合組織の同一入札への参加制限について

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合と当該組合の組合員が、同一入札へ参加することを制限します。

なお、組合が当該入札へ参加する場合は、案件毎に最新の組合員名簿の提出を求めます。

7 系列会社の同一入札への参加制限について

資本的(親会社と子会社、親会社が同一である子会社)・人的(役員を兼務している会社)等、系列会社の同一入札への参加を制限します。

上記の関係に該当する者が行った入札は無効とします。

なお、条件付き一般競争入札においては、案件毎に入札参加申請者に「資本的関係又は人的関係に関する申告書」の提出を求めます。

8 社会保険等未加入業者への取組みについて

競争入札参加資格審査申請時に提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄に「無」の記載がある場合は、入札参加資格者名簿へ登載しません。（それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除く。）

また、予定価格130万円を超える建設工事については、原則、一次下請業者は法令に基づき必要な社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に適切に加入している業者に限定することとします。

上記に違反した場合は、元請業者を指名停止措置等の対象とします。

9 建築一式工事に係る特例措置の廃止及び見積期間の延長について

(1) 特例措置について

変更有

平成25年10月から適用している建築一式工事に係る特例措置を**廃止**します。

廃止後の取扱いについては、「建築一式工事に係る特例措置の廃止について」(令和2年3月31日付け事務連絡)をご確認ください。

(2) 見積期間の延長について

建築一式工事において、一般競争入札の見積期間を1週間延長します。（指名競争入札については建築一式以外の工種と同様の日程です。）

(スケジュール例)

・条件付き一般競争入札

	建築一式	建築一式以外
公告	月曜日	月曜日
開札	公告日の翌々週の 水曜日	公告日の翌々週の 水曜日

・指名競争入札

	建築一式 及び 建築一式以外
指名通知	金曜日
開札	通知日の翌々週の火曜日

1.0 情報共有システム

新規

令和2年度より、情報共有システムの本格運用を開始します。

入札条件に「情報共有システムを利用すること」(土木工事特記仕様書に記載)が付されている場合は「福井市情報共有システム運用ガイドライン」に沿って情報共有システムを利用することとします。入札条件に違反した場合、元請業者を指名停止等の措置の対象とする場合があります。

なお、情報共有システムの運用については、技術管理課(20-5172)にお問合せください。

1.1 総合評価方式について

福井市では、平成21年度より工事の品質確保・向上を図ることを目的として、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を導入しています。なお、同方式適用の工事は、平成30年10月1日より低入札価格調査制度の対象となっています。

工種毎の設計額による区分を以下のとおりとし、施工業者及び配置技術者の技術力・施工経験等が重要と判断する工事を選定し実施します。なお、総合評価方式を適用することが適切と考えられる工事については、工種及び基準設計額に関わらず、総合評価方式を適用することとします。

工 種	基 準 設 計 額 (税込)
土 木 一 式	10,000万円以上
建 築 一 式	20,000万円以上
舗 装	5,000万円以上
管	5,000万円以上
管 (企業局本管工事)	10,000万円以上
電 気	5,000万円以上
機 械 器 具	5,000万円以上
解 体	対象工作物の建設工種の基準設計額

「対象工作物の建設工種の基準設計額」とは、例えば、建築物の解体の場合、建築一式の20,000万円以上となります。

1.2 最低制限価格について

変更有

建設工事の入札における最低制限価格は、設計額に下記設定率をランダムで乗じ算出されます。(調査基準価格についても同様の算出方法となります。失格基準価格については、調査基準価格の8.6%)

- ・ 建築一式以外 8.9%から9.1%までの範囲内
- ・ 建 築 一 式 9.0%から9.2%までの範囲内

1.3 福井県電子入札システムの共同運用について

福井市では、条件付一般競争入札及び指名競争入札において、福井県電子入札システムの共同運用を実施しており、入札に際しては、電子入札システムに対応した認証局が発行するICカードを利用した認証方法により対応していただくこととなります。

そのため、電子入札システムに対応できるパソコン、周辺機器の設定、ICカード等の環境の整備が必要となります。

詳細はこちら(福井県HP <http://www.pref.fukui.jp/doc/kanri/kizai.html> ただし、『福井県』を『福井市』に読み替えて参照してください。)